

船舶インシデント調査報告書

平成29年8月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成28年11月19日 18時30分ごろ
発生場所	長崎県壱岐市勝本港西南西方沖 対馬瀬鼻灯台から真方位344° 16.2海里付近 (概位 北緯33° 33.7′ 東経129° 02.2′)
インシデントの概要	漁船第五幸栄丸は、操業中、発電機が停止し、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成29年4月25日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第五幸栄丸、12トン
船舶番号、船舶所有者等	NS2-15783（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 5、視界 良好 海象：波高 約1.5m
インシデントの経過	<p>本船は、船長及び甲板員1人が乗り組み、勝本港西南西方沖でい か一本釣り漁の操業中、主機に振動が生じるとともに発電機が停止 し、運航不能となった。</p> <p>船長は、所属する漁業協同組合に救援を依頼し、来援した漁業取 締船にえい航されて勝本港に入港した。</p> <p>機関整備業者は、主機を開放して点検を行ったところ、発電機を 駆動する軸に繋がる主機前部の出力軸の継手ボルトが折損している ことを確認した。</p>
分析	本船は、勝本港西南西方沖で操業中、主機前部の出力軸の継手ボ ルトが折損したことから、発電機の運転ができなくなり、運航不能 となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、勝本港西南西方沖で操業中、主機前 部の出力軸の継手ボルトが折損したため、発電機の運転ができなく なったことにより発生したものと考えられる。